高津区役所契約指名業者等選定委員会要綱

平成１４年１２月２７日
１４川高総第７３９号

（趣　旨）

第１条　高津区役所が所管する委託・賃貸借・物品調達等の契約に係る次の各号に掲げる事項について審議し、契約の適正を期するため、高津区役所契約指名業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(1) 契約方法、指名業者の選定

(2) 賃貸借契約及び物品調達契約に係る機種の選定

(3) その他必要な事項

（定　義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託契約　歳出予算科目の「１２節　委託料」に係る契約をいう。

(2) 賃貸借契約　歳出予算科目の「１３節　使用料及び賃借料」に係る契約をいう。

(3) 物品調達契約　歳出予算科目の「１７節　備品購入費」に係る契約をいう。

（組　織）

第３条　選定委員会の委員は、部長級職員及び総務課長をもって充てる。

２　委員長は区長とし、会務を総理し、会議の議長となる。

３　委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、副区長がその職務を代理する。

（会　議）

第４条　選定委員会は、必要に応じて委員長が招集するものとする。

２　会議は、委員の過半数をもって成立とする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。ただし、やむを得ない事情により会議を招集できないときは、各委員の意見を徴することにより、会議に代えることができる。

（関係職員の出席）

第５条　所管課長は、契約内容等の説明のために委員会に出席するものとする。

２　委員長は必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて、その意見または説明を聴くことができる。

（指名基準）

第６条 委員会は、指名業者の選定をしようとするときは、次の各号に揚げる事項に留意しなければならない。

(1) 当該契約実績

(2) 当該契約施行についての適性

(3) 信用状態

（庶　務）

第７条　選定委員会の庶務は、総務課において処理する。

（手　続）

第８条　所管課長は、当該契約を締結しようとするときは、第４条第１項に規定する選定委員会の開催される１週間前までに、委員会開催依頼書（第１号及び第２号様式）に関係書類を添えて、委員長あて提出するものとする。

２　委員長は、選定委員会開催後、その結果を選定通知書（第３号及び第４号様式）により所管課長あて通知するものとする。

（プロポーザル手続）

第９条　委託契約において、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定を適用し、提案書に基づく審査により業者を特定する場合のプロポーザル手続きに関する規定は別途定める。

（適用除外）

第 10 条　次の各号に掲げる各種契約については、本要綱による審議の対象外とする。ただし、委員長が特に認める場合は委員会の審議対象とする。

(1) 委託契約予定金額が川崎市契約規則第 24 条の２第６号に定める金額以下で随意契約が可能であるもの。

(2) 貸借契約予定金額が川崎市契約規則第 24 条の２第３号に定める金額以下で随意契約が可能であるもの。

(3) 物品調達契約予定金額が川崎市契約規則第 24 条の２第２号に定める金額以下で随意契約が可能であるもの。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成１４年１２月２７日から施行する。

（高津区役所委託契約指名選定委員会要綱の廃止）

高津区役所委託契約指名選定委員会要綱は、廃止する。

附　則

（施行期日）

要綱の改正は、平成１５年３月４日から施行する。

附　則

（施行期日）

要綱の改正は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

要綱の改正は、平成１７年４月２１日から施行する。

附　則

（施行期日）

要綱の改正は、平成１８年４月２０日から施行する。

附　則

（施行期日）

要綱の改正は、平成１９年４月１６日から施行する。

附　則（２０川高総第２８号）

(施行期日)

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（２０川高総第５９１号）

(施行期日)

この要綱は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（２０川高総第９５５号）

(施行期日)

この要綱は、平成２１年２月２６日から施行し、平成２１年２月２５日から適用する。

附　則（２１川高総第１３４８号）

(施行期日)

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（２３川高総第８６３号）

(施行期日)

この要綱は、平成２３年１２月５日から施行する。

附　則（２９川高総第８８９号）

(施行期日)

この要綱は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則（３１川高総第１５２８号）

(施行期日)

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（７川高総第３６６号）

(施行期日)

この要綱は、令和７年６月１日から施行する。